

技能労務職員等の給与等の取扱いに関する取組方針

1 技能労務職員の現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	人 数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)
給食調理員	46 人	43.7 歳	325,300 円	340,730 円
用 務 員	38 人	49.0 歳	367,400 円	392,866 円
全 体	84 人	46.8 歳	352,600 円	364,315 円

「平均給料月額」とは平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計した額であり、地方公務員給与実態調査において公表されているものである。

(2) 民間従業員の平均年齢・平均給与等

(賃金構造基本統計調査：平成16年～18年の3ヶ年平均)

区 分	民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	参考(A/B)
給食調理員	調理士	45.9 歳	219,900 円	1.55
用 務 員	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.73

民間従業員のデータは総務省が提供する民間データを総務省の指定する方法により掲載するものである。

技能労務職の職種と民間の職種等のデータについては、このほか人事院や県人事委員会による調査があり、比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

(3) 職種ごとの年齢別の人数

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

年 齢	給食調理員	用務員	計
20～24 歳	1 人		1 人
25～29 歳	6 人		6 人
30～34 歳	3 人	1 人	4 人
35～39 歳	8 人	1 人	9 人
40～44 歳	6 人	8 人	14 人
45～49 歳	4 人	8 人	12 人
50～54 歳	7 人	10 人	17 人
55～59 歳	11 人	10 人	21 人
合 計	46 人	38 人	84 人

(4) その他給与等に関する事項

給料及び昇給基準等

給料表は行政職給料表(一)を適用し、職務給の原則及び前年の勤務成績に基づき昇給を行っている。

諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等を支給している。

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与等の取扱いについては、総務省による給与等の公表(平成19年7月)を踏まえ、他の自治体や民間の類似する職種との均衡にも十分留意しつつ、市民の理解と納得が得られるよう総合的な立場から点検することが求められているところである。

このような中、鹿屋市の技能労務職員については、これまでも公共サービス水準の適正な確保に努めながら、一般行政職と同様、鹿屋市全体の定員適正化への取組みを進めてきており、指定管理者制度の導入や民間委託等の推進を図りながら、一般行政職や技能労務職の区別なく、今後も更に鹿屋市の総合的な定員適正化の推進と総人件費の改革に取り組むこととする。

3 具体的な取組内容

給食調理員や用務員については「鹿屋市集中改革プラン」や「鹿屋市指定管理者導入計画」に基づき、今後、個別に策定を進める施設等の管理運営方針や教育改革に関する推進方針等を踏まえ、必要な対応を進めるとともに、職員総数が削減される中、人材の有効的な活用を図るため、一般事務職等への転任制度の検討を進めることとする。

4 その他

(1) 今後の技能労務職員の退職者の状況 (今後5年間の定年退職者予定数)

年 度	給食調理員	用務員	合 計
平成19年度	1人	1人	2人
平成20年度	1人	3人	4人
平成21年度	2人	1人	3人
平成22年度	5人		5人
平成23年度	3人	5人	8人
5年間合計	12人	10人	22人